

〔報文〕 諸外国における文化財の把握と輸出規制の概要

今井 健一郎・二神 葉子

1. 問題の所在

去る2008年3月18日、運慶作とみられる大日如来坐像（個人所有）がアメリカの競売会社 Christie's に出品された。これを阻止できなかったのは、個人所有者からの同意が得られず、この像を国が指定することも買い取ることもできなかったためである。国がある物を重要文化財として指定する場合、法律上は所有者の同意は不要ではあるものの、運用上は所有者の同意を得たうえで行われており、また、現行の法制度上も、日本政府としては強制的な措置は執れない。結果的にこの像は日本の宗教団体が落札したため、国内に残ったが、もし日本の関係者が落札していなければ、日本の貴重な文化財が海外に流出するおそれがあった。この一件以来、「未指定」文化財の輸出規制のあり方が問題になっているが、未だ有効な解決策は見出せていない。

そこで本論では、諸外国の文化財に関する輸出規制についてこれまで東京文化財研究所文化遺産国際協力センターが収集した世界各国の法令を基に検証を行い、これらと未指定文化財の輸出規制を対比させて、我が国の文化財保護法に欠けている視点を指摘することにする。

2. 文化財の要件

輸出規制の考察に入る前に、先ず本論の対象である文化財とは何を指すのかを明らかにしなければならない。

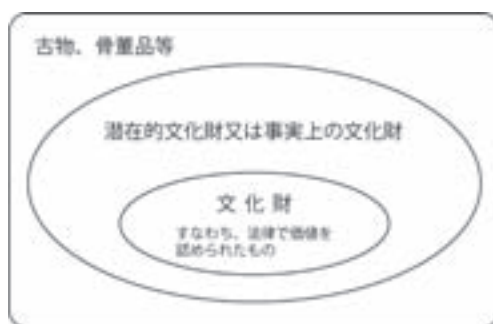


図1 文化財の区分（1）

文化財とは国によって、則ち法令によって価値が認められたものである。これに対し、後述する未指定の文化財なるものは、少なくとも本論では潜在的な文化財、又は事実上の文化財と呼ぶことにする。この未指定文化財とは、その存在が知られていなかった等の理由により指定をなされていないが、国指定文化財と同等の価値を持つ物品を指す。また、もし文化財を広義で捉えるならば、それは法律上の文化財（狭義の文化財）と事実上の文化財に二分することが可能であろう。ここでは議論を明白にするためにも狭義の文化財について、各国での定義に見られる要件を抽出したい。

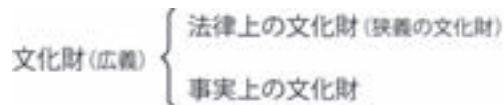


図2 文化財の区分(2)

文化財保護に関する諸国家の制定法(施行規則令を含む)を俯瞰すると、文化財の概念は主に時間、人、価値の三つの観点から定義されているのがわかる。具体的に物品の例を挙げて定義している場合もあるが、単にそのような物であれば文化財というのではなく、やはりそこには何らかの価値や時間の要件が内在している。そもそも文化財とは、人によって「文化財」と認知されて初めて文化財となり得るのであり、認知という極めて主観的な行為(判断)にその存否が左右される。例えば金(gold)が、その化学的性質によって、変質しにくいという絶対的・普遍的価値を持つとは異なり、文化財という格付けのための客観的な尺度は存在しない。そこで文化財として強制的に通用させるには、社会規範としての法令の力が不可欠である。つまり、法制度なしには文化財は定義し得ない。文化財は公的な物である。また当然、法令の及ぶ国家領域内でのみその定義は有効であり、外国の文化財が自動的に自国内で文化財とみなされることもない。

ところで、「文化財」と類似する言葉に「文化遺産」がある。こちらも時間、人、価値の観点から評価されている点は同じであるが、個別の物件を対象とする文化財に対して、文化遺産という言葉は個々の文化財の総称として用いられている傾向がある。例えば、イタリアでは文化遺産が文化財と景観財から成ると定義し(文化財景観財法典第2条1項)、カンボジアでも文化遺産が国家領域内で創作又は発見された文化財から成ると定義する(文化遺産保護法第2条)。またスイス、マルタ、ベトナムでも文化遺産の構成要素として文化財を位置付けている(順に、文化財の国際移転に関する法律第2条2項、文化遺産法第2条、国家文化遺産保護法第1条)。一説では、英語におけるpropertyとheritageは、前者が所有権と経済的価値を想起させるのに対し、後者は次世代に引き継がれるべき遺産(legacy)の意味合いがあり、時代とともに後者の使用頻度が高まったとされる¹⁾。

この文化「財」と文化「遺産」の差異は、改めて議論すべき大きな論点である。後出の「指定」制度と「登録」制度の相違を論ずるのに比べると、この分析は容易ではない。「指定」とは'designation'に、「登録」とは'registration'に当てはめた仮の訳語に過ぎず、その運用実態は各国によって異なり、決して日本の文化財保護制度における「指定」及び「登録」と一対一で対応しているわけではない。そこで、その実質的な意味については各国の法令毎に勘案しなければならないが、そのためには「指定」という法律行為によりもたらされる効果、登録という法律行為によりもたらされる効果を、つぶさにみていけばよい。つまり、指定又は登録によって保存状況に見られる変化や、財政面・税制面での優遇措置の違いなど、客観的に比較検討する手法がある。

これに対し、文化「財」及び文化「遺産」については、それらの言葉が使われ始めた時期を時系列的に記述するか、その使用頻度に関する従来の調査報告を知るにとどまる。呼称の変化によって保護・保存の在り方に生じた変化についても、その因果関係が必ずしも判然とせず、また変更の理由についても推測に留まらざるを得ず、より客観的な理由を見出すのは困難である。

そのようなことから、本論では「文化財」と「文化遺産」の違いについては深入りすることなく、広く世界各国の法令中にあるそれらの定義に見出される要件をここで抽出することにする。

2-1. 時間の要件

文化財を定義する時間の要件を概観すると、100年、75年、50年の三種類の期間に大別できる。製作の時期がこれらの期間を上回って遡れることを要件とする積極的法令がある一方、逆に50年未満の物は、文化財輸出入に関する統制表に掲載されない、との消極的な規定もある（カナダ文化財輸出入法第4条3項）。また輸入の日から10年を経ない動産を文化財として宣言しないとする制度もある（スペイン歴史遺産法第32条）。

2-2. 人的要件

人的要件とは創作した者の死去である。スペインでは生存する作家の作品を文化財として宣言することを原則禁じている（スペイン歴史遺産法第9条4項）。またカナダでも製作者が生存するならば、前述の統制表に掲載できないとしている（カナダ文化財輸出入法第4条3項）。しかし、日本の文化財保護法では創作者の死去は全く要件とされず、次項に述べる非金銭的価値を重視している。

2-3. 価値の要件

さらに、文化財を定義する要件として、価値の要件がある。価値は、金銭的価値と非金銭的価値に二分される。

§ 金銭的価値

今回概観した法令の中では、カナダの文化財輸出入法だけが文化財か否かを判断する具体的な金額を示している。100年以上という時間的要件も併用している場合もあるが、市場価格で500カナダドル以上、1000カナダドル以上、2000カナダドル以上、3000カナダドル以上の装飾芸術品、美術品、各種記録媒体等を文化財として扱っている（カナダ文化財輸出入法第4条2項）。これは、カナダのように歴史・宗教・経済社会状況の異なる民族で国民が構成されている場合、何がその国民にとって文化財として尊重されるべきかを一概に定められないので、文化的価値の判定であっても、現在の市場価格という尺度に頼らざるを得ないものと考えられる。

§ 非金銭的価値

非金銭的価値とは歴史学、先史学、考古学、古生物学、民俗学、人類学、文献学、文学、宗教、科学、技術、環境、景観等の経済以外の諸分野で見出される重要性のことである。ここには国益、公益という観点も含まれる。日本（文化財保護法（平成16年法律第61号）第2条）をはじめ多くの国家がこの要件を重視している。

2-4. その他の要件

個別具体的な物品が列挙される場合でも時間や価値の要件を伴うものが多く見られるが、イタリアの旧文化財法典に見られるように、アーカイブの財産や書物の財産（旧文化財統一法典第2条）、フレスコ画や芸術家の作業場（同法第3条）、文書館と個々の文書（同法第10条）など、単独で規定されている事例がある。しかし、これらの文言に当てはまれば全て文化財というのではなく、あわせて何らかの価値を有しているのが前提となっているものと考えられる。スペインではロック・アートの描かれている洞窟（歴史遺産法第40条2項）、ハンガリーでは美術品と古文書（それぞれ具体例を列挙）（文化財の移動及び海外展示についての法令3号第1項）が文化財として規定されている。

3. 文化財の把握方法

次に、以上のような要件が一つ又は複数当てはまる文化財を誰が認定して、国家がその物品を文化財として把握するに至るのか。ここでは保護のための制度が比較的整備されていると考えられる諸国家の中からイギリス、フランス、イタリア、ドイツ、アメリカ、中国、韓国に焦点を合わせ、文化財の把握方法、および次章以降で文化財の輸出規制と処罰、未指定文化財の保護、未指定文化財の輸出規制について横断的にみていきたい。

各国がその制定法の中で規定した文化財の定義を適用するに当たり、政府は指定又は登録等の法律行為を行う。その際、イギリスでは国務大臣、フランスでは文化担当の国務大臣、イタリアでは文化財・文化活動省、アメリカでは内務長官が、どの物品が文化財に該当するかを認定する。また中国では國務院がその認定基準等を定め、韓国では文化財庁（文化財委員会）が認定することになる。以下に該当する規定を一部紹介する。（太字は筆者による）

<イギリス古代記念物・考古区域法²⁾>

第1条【記念物の指定】（抄）

1. **国務大臣**は、本法の為に（適切と考える形で）記念物指定台帳（以下「指定台帳（the Schedule）」という）を編纂・維持する。
2. **国務大臣**は、指定台帳の最初の編纂に当たり、以下を含める。
 - a 1913年古代記念物統合・修正法第12条に基づき、本法の施行前、最後に発行された一覧表に含まれている記念物
 - b **国務大臣**が本法の施行前、1931年古代記念物法第6条1項に基づき、いかなる者に対してであれ、第12条に基づいて発行される一覧表に含める意向であるという通知を送付した記念物
3. 次の第4項に従って**国務大臣**は、指定台帳の最初の編纂に当たり、又はその後いつでも、国家にとって重要と思われる記念物をそこに含めることができる。

<フランス歴史的記念物に関する法律³⁾>

第14条【指定動産物】（抄）

1. 本来の意味での動産（meubles）であれ、不動産定着物（immeubles par destination）であれ、動産物（objets mobiliers）は、その保存が歴史的、芸術的、科学的、又は技術的観点から見て公益性を有するならば、**省令（arrêté ministériel）**によって指定することができる。

第15条【指定手続】（抄）

1. 動産物の指定は、その動産物が国家、県、市町村、又は公共施設に属する場合は**文化担当の国務大臣（ministre d'Etat）の行政決定（arrêté）**によってなされる。指定は関係者（intéressés）に通知される。

第16条【その他の指定手続】

1. 前条に列挙された者以外の全ての者に属する動産物は、所有者の同意を得て、**文化担当の国務大臣の行政決定**によって指定することができる。
2. 所有者の同意が得られない場合、指定は**國務院の議を経たデクレ（décret en Conseil d'Etat）**によってなされる。指定は、職権による指定（classement d'office）の義務履行の結果、所有者に生じた損害に相当する賠償の支払い原因となり得る。賠償請求は、

指定のデクレ通知日から六ヶ月の期間内になされなければならない。和解不成立の場合、賠償額は小審裁判所 (tribunal d'instance) によって定められる。

注：ここで décret をそのまま「デクレ」と表記したのは、適切な翻訳用語が見つからないからである。明治期には「布告」、今日では「政令」と訳されることもあるが、単なる告示でもなく、また「政令」は ordonnance (命令) と紛らわしく、いずれも不適切と思われる。

<イタリア文化財景観法典⁴⁾>

第14条【宣告手続】(抄)

1. **文化財保護官**は、対象となる財物のあらゆる権利をもつ所有者、占有者、保有者に通知し、対象となる州やその他公法人の申請によっても、文化遺産の宣告手続を行う。
6. 文化的価値の指定は、省が採択する。

<アメリカ合衆国法典⁵⁾>

第470a条【歴史保存計画】(抄)

(a) 国家史跡登録簿 (National Register of Historic Places)、財産 (property) の歴史的な名所としての指定、含まれると看做された財産、基準、州・地方政府又は個人による財産の指定、規制、財産に対する脅威の検討

1. (A) **内務長官** (以下、「長官」) は、アメリカの歴史的・建築学的・考古学的・工学的・文化的に重要な区域 (districts)・遺跡 (sites)・建物 (buildings)・構造物 (structures)・物品 (objects) で構成された国家史跡登録簿を拡大し維持する権限を与えられる。第15編1125条c項にも係わらず、(イ) (個別に若しくは歴史的区域の一部として) 国家史跡登録簿に含まれるか又は含まれる資格のある建物及び構造物、或いは(ロ) 州又は地方政府の構成単位によって個々の名所 (landmark) として又は歴史的区域に寄与する建物 (contributing building) として指定された建物及び構造物は、その建物又は構造物と歴史的に関連づけられた名称を保持することができる。

<中国文化財保護法⁶⁾>

第二条

1. 中華人民共和国内において、下記の文化財は国家の保護を受ける。
 - (一) 歴史的、芸術的、科学的価値を持つ古文化遺跡、古墳、古建築、石窟寺院及び石刻、壁画
 - (二) 重大な歴史的な事件、革命運動又は著名な人物に関係するもの、及び重要な記念意義、教育的意義又は史料価値を持つ近現代の重要史跡、物品、代表的建築
 - (三) 歴史上の各時代における貴重な芸術品、工芸美術品
 - (四) 歴史上の各時代における重要な文献資料及び歴史的、芸術的、科学的価値を持つ手稿及び図書資料等
 - (五) 歴史上の各時代、各民族社会制度、社会生産、社会生活を反映した代表的な物品
2. 文化財の認定基準及びその方法は、**國務院文化財行政部門**がこれを制定し、國務院に報告の上、許可される。
3. 科学的価値を持つ古脊椎動物の化石及び古人類化石も文化財と同様に国家の保護を受

ける。

また所有者の権利（処分権を内包する所有権）との関係では、一方的な「通知」とどまり（イギリス、イタリア）、同意は要件としておらず、むしろそのような条文そのものが用意されていない場合が多い。フランスは公有物については同じく「通知」とどまるが、私有物については所有者の同意を要件としつつも、国務院デクレによって所有者の不同意を覆すことができる。しかしイタリアでは、文化財カタログへの記載行為は所有者の了解を要件としている。

4. 文化財の輸出規制と処罰

以上の過程を経て指定又は宣言がなされた文化財について、法の網を掛けることは難しくない。例えばフランス、イタリア、中国、韓国ともに輸出を原則として禁止している。その対象は、フランスでは「国宝」及び歴史的記念物に指定された文化財、イタリアでは「文化的動産」や法律上特定された文化財、中国では「貴重な文化財等」である。いずれの国も例外規定があり、展覧会などの特別な目的に限って一時的な持ち出しを認めている。

ドイツは登録文化財について輸出許可制を採っている。これは、運用次第では原則禁止になり得るし、また輸出に寛容にもなり得る。

これらに対し韓国は、国外への持出しという点で他国にはない独特な規定が設けられている。韓国も同様に国宝・宝物・天然記念物・重要民俗資料の国外持ち出しは禁止しているが、さらに未指定の一般動産文化財（本論でいう事実上の文化財）までも同国の文化財保護法第35条を準用し、実質的に一切の文化財を原則、輸出禁止としている。

しかし他国同様、例外規定もある。海外展示等の特定の目的に限り、そしてその返還を条件にして、文化財庁長官の搬出許可を出し得ることになっている。また輸出とは同じ次元ではないが、後掲の第86条に見られるように非常時には国外に搬出することが規定されている。朝鮮半島の政治的・軍事的現状を考慮した規定であり、この点も他国にはない独特のものと言える。

<韓国文化財保護法⁷⁾>

第35条【輸出等の禁止】（抄）

（2011年施行予定の改正文化財保護法では第39条に引き継がれている。）

1. 国宝、宝物、天然記念物又は重要民俗資料は国外に輸出又は搬出することができない。ただし、文化財の国外展示等、国際的文化交流を目的に搬出はするが、その搬出した日から2年以内に再び搬入することを条件に文化財庁長の許可を受ければその限りでない。
2. 文化財庁長は第1項但書により搬出許可を受けた者が、その搬出期間の延長を申請すれば、已むを得ない理由が認められる場合に限定して2年の範囲でその搬出期間の延長を許可することができる。

第94条【輸出等の禁止】

（2011年施行予定の改正文化財保護法では「一般動産文化財輸出等の禁止」として第60条に引き継がれている。）

1. この法により指定されない文化財の中、動産に属する文化財（以下、「一般動産文化財」という）に関しては、第35条第1項と第2項を準用する。ただし、文化財の国外展示等の国際的文化交流を目的として次の各号のいずれか一つに該当する事項で文化財庁長の許可を受けた場合にはその限りでない。

- (i) 「博物館及び美術館振興法」により設立された博物館等が、外国の博物館等に一般動産文化財を搬出した日から10年以内に再び搬入する場合
 - (ii) 外国政府が認証する博物館や文化財関連団体が、自国の博物館等で展示する目的で、国内で一般動産文化財を購入又は寄贈を受けて搬出する場合
2. 第1項第2号による文化財の輸出や搬出に関する手続等に必要な事項は、文化体育観光部令で定める。
 3. 一般動産文化財に誤認される虞がある動産を、国外に輸出又は搬出しようとする場合は、予め文化財庁長の確認を受けなければならない。
 4. 第3項による確認を受けようとする者は文化体育観光部令で定めるところにより手数料を支払わなければならない。
 5. 第1項本文と第3項による一般動産文化財の範囲と確認手続等に必要な事項は大統領令で定める。

また流出に関しては罰金刑に加えて、さらに禁固刑又は懲役刑といった自由刑についても定める国が多い。没収（押収）刑について明文の規定を設けている国もある。さらに未遂犯までも処罰規定があるのは、本論で対象とした国ではドイツと韓国である。

<ドイツ動産文化財保護の為の流出防止に関する法律⁸⁾>

第16条（抄）

1. 以下の
 - (a) 登録動産文化財又は登録文書財産を許可なしに、あるいは
 - (b) 登録が行なわれた動産文化財又は文書財産を暫定的輸出禁止条項（Vorläufigen Ausfuhrverbot）（本法第4条及び第11条）に違反して本法の適用領域から**輸出した者**は、三年以下の禁固刑又は罰金刑に処せられる。
2. **未遂犯**もまた処罰の対象となる。

5. 未指定文化財の保護

では文化財として法律で認定（指定又は登録）されていない場合、どのような法の網を掛けることが可能であろうか。

この場合、輸出防止の為の措置とは別に、保存の為の緊急措置が必要となることも考えられる。韓国では、その政治的現状に合わせた規定と思われるが、緊急的な仮指定制度を設けている。これにより非常時には強制的に移動させ、保護への途を開いている。

<韓国文化財保護法>

第14条【仮指定】（抄）

（2011年施行予定の改正文化財保護法では第32条に引き継がれている。）

1. 文化財庁長は第5条・第7条及び第8条により指定するほどの価値があると認められる文化財が、**指定前に緊急の必要性**があり文化財委員会の審議を経る時間的余裕がなければ、**重要文化財に仮指定**することができる。
2. 第1項による仮指定の効力は、仮指定された文化財（以下、「仮指定文化財」という）の所有者、占有者又は管理者に通知した日から発生する。

第86条【非常時の文化財保護】

(2011年施行予定の改正文化財保護法では第21条に引き継がれている。但し、第2項は削除。)

1. 文化財庁長は戦時・事変又はこれに準ずる非常事態時に、文化財の保護に必要であると認められれば国有文化財と国有以外の指定文化財及び仮指定文化財を、安全な地域に移動・埋蔵又はその他に必要な措置を執り、又は該当文化財の所有者、保有者、占有者、管理者又は管理団体（以下、「文化財の所有者等」という）に対して、その文化財を安全な地域に移動・埋蔵又はその他に必要な措置をするように命ずることができる。
2. 文化財の所有者等は第1項の措置や命令を拒否、妨害又は忌避してはならない。
3. 文化財庁長は戦時・事変又はこれに準ずる非常事態時に、文化財保護のために必要であれば第35条に拘らず、これを国外に搬出することができる。この場合、あらかじめ閣僚会議の審議を経なければならない。
4. 第1項の場合に関しては第40条を準用する。ただし、戦禍等不可抗力による場合には例外とする。

6. 未指定文化財の輸出規制

最後に、未指定文化財の輸出を規制する規定が法令として存在し得るかどうかを検討する。先に見たとおり、まず文化財としての認定（文化財の定義に当てはまるか否かの判定）がなされた上で、特定の文化財（指定文化財等）について輸出許容性が規定される。いずれの国も、文化財として認定すると同時に、全ての文化財について最も厳重な扱いを課すわけではない。未指定の文化財についてまで規制は掛けられず、それらは一般の貨物に順じて扱われることになる。例えば我が国の外国為替及び外国貿易法（平成21年度改正）第47条【輸出の原則】に見られるように、またWTOの枠組みが機能しているように、輸出の制限は最低限に留めるといふ自由貿易が今日の国際社会の大勢である。

図3に見られるように、物品を文化財（広義）と非文化財に分けるならば、その文化財は更に指定文化財と未指定文化財に分けることができる。個々の物品が法律上の文化財の定義に当てはまるかどうかは、人の判断により決められる。人とは所有者であったり、専門家であったり、又は法律上で定められた者（機関）であるが、最後の場合にのみ当該物品を文化財保護法体系という法的枠組みに組み入れることができ、法的処置の対象となし得る。これが指定行為や登録行為を通じての、文化財の法的把握である。将来文化財として認定され得る潜在的な文化財は多数存在するとはいえ、実際には、未指定の文化財というのは、概念上の文化財、又は主観上の文化財でしかない。我が国の文化財保護法第70条（重要文化財及び登録有形文化財以外の有形文化財）の規定は、所有者が文化財の管理や修理に関して国に助言を求める途を開くものであって、これにより直ちに法的規



図3 文化財とそれ以外の物品に適用される法令

制の対象となることを想定していない。

そもそも、文化財の指定とは上述の通り、特定の限られた物品に対して特別な扱いを可能にするための、指定行為という形での法的枠組みへの組込である。対象外の物品については規定がないのがむしろ通常と考えられる。しかし、韓国の文化財保護法第94条は改めて特記すべきである。ここで取り上げた主要国の文化財保護に関する法律の中で、未指定文化財の輸出禁止規定は今のところこれ以外には見当たらない。先述の通り、同法第35条では国宝・宝物・天然記念物・重要民俗資料を原則輸出禁止としているが、第94条はこの第1項（原則禁止と例外的輸出許可）及び第2項（輸出許可の延長）を、指定されていない、すなわち国宝等でない一般の文化財についても適用するものである。これにより実質上、文化財と見なされる全ての物品が輸出できなくなるが、法解釈的には疑問の余地があり、実際どのように運用されているのか興味深い。近年新たに設けられた条文のようであるが恐らく、これまでに朝鮮半島の文化財が他国に移転したことが背景にあるのではないだろうか。

もちろん、その他の国々においても未指定の、則ち事実上の文化財に対して非常時の行政措置として、又は緊急避難的な措置として、何らかの法規を適用して輸出を阻止する手段がないとは言いきれない。それは、行政府と立法府の権力分配という国内問題に帰着するからである。本論では対象としなかった諸外国においても、この点を引き続き調査・確認したい。

7. まとめ

冒頭の問題提起の中で紹介した事例のように、潜在的な文化財といえども個人の財産は自由に処分することが可能である。この先、国際社会において自由貿易への流れが加速されれば、輸出を想定した上での関税法、及び違反を想定した上での刑法と連動した文化財保護制度（法令）を整備することが必要となるであろう。これは、突き詰めれば「文化財の保護」と「国際取引の安全」の利益衡量の問題になる。日本に限らず多くの国々で、法律上の文化財であれ、事実上の文化財であれ、その商取引は一般に禁じられていない。前者であれば、輸出の制限という手法でその国際取引に制約を課すことができるが、後者については潜在的な文化財の国内的保護と自由貿易の国際的保障のいずれを優先すべきか。これが今日の文化財保護法に欠けている視点であり、その優先の基準作りが今後の課題である。

条文の解釈でなく、利益衡量論を含む判例及び事例の研究も不可欠である。貴重な文化財を豊富に有する我が国が、如何にして自由貿易体制の中で未指定文化財の流出を適切に防止すべきか。さらに研究を進め、一定の方向性を見出し、より積極的な提言を行っていきたい。

謝辞：韓国の文化財保護法の改正については、現在当研究所に来訪研究員として来日されている康成源氏（ソウル大学工学研究所主任研究員）からご教示を得ました。記して感謝いたします。

表1 各国の項目別比較（各文言末の括弧内数字は、条文番号を示す）

	法令	具体的対象物	指定制度
イギリス	「1979年古代記念物・考古区域法」第一部古代記念物	指定記念物、及びそれに付随する歴史上・建築上・伝承上・芸術上・考古学上の重要性の為に公益である記念物 (61)	記念物指定台帳の編纂・維持 (1)
イタリア	文化財景観法典	芸術、歴史、考古学及び民族人類学的価値を示す、国、州、及びこの他の国内にある公共団体、並びにその他の公的機関と団体、さらに民間の非営利法人が所有する不動産及び動産 (10)	カタログリング (17)
フランス	歴史的記念物に関する1913年12月31日付法律	その保存が歴史的、芸術的、科学的、又は技術的観点から見て公益性を有する動産物 (14)	省令による指定 (14) 指定動産物の総合一覧表の作成 (17)
	流通制限を受ける製品及び警察・憲兵・税関の業務補完性に関する法律	公共及びフランスの博物館のコレクションに属する財物、並びに歴史的、芸術的又は考古学的観点から国家遺産にとって重大な価値を有する他の財物同様に、記念物に関する法律又は古文書に関する法律を適用して登録された財物は、国宝と看做される。(4)	
	文化遺産法典 第一巻 共通規定	公的所有権又は私的所有権に属する歴史的、芸術的、考古学的、美的、科学的又は技術的な利益を呈する財産、不動産、動産 (L1)	
アメリカ	合衆国法典 第16編 (保存) 第1A章	歴史的遺跡、建造物、物品、古物、歴史的財産	議会による歴史的財産の認定及び宣言 (470b) 内務長官による物品の国家史跡登録簿への記入 (470a)
	合衆国法典 第16編 (保存) 第1B章	有形遺物 (陶器、かご細工、瓶、武器、武器投射物、道具、構造物又はその一部、穴居、岩絵、岩彫刻、沈み彫り、墓、人骨、これらの破片等) (470bb)	発掘又は移動に許可が必要 (470cc)
ドイツ	動産文化財保護の為に流出防止に関する法律	(1)美術品及びその他の動産文化財は、蔵書財産も含め、その流出がドイツの文化財産に対する本質的な損失を意味する財産は、本法が適用される州において、「国家的に重要な動産文化財目録」に登録される。目録は補充を必要とする。 (4)動産文化財の輸出には、状況に応じて許可を必要とする。ドイツの文化保護において、当該財産が重要である財産とみなされた場合、輸出の許可を認めない。本法の適用領域からのその他の移出も、輸出と同様とする。(1)	
中国	文化財保護法 (2007年)	歴史的、芸術的、科学的価値を持つ古文化遺跡、古墳、古建築、石窟寺院及び石刻、壁画、重大な歴史的事件、革命運動又は著名な人物に関係するもの、及び重要な記念意義、教育的意義又は史料価値を持つ近現代の重要史跡、物品、代表的建築、歴史上の各時代における貴重な芸術品、工芸美術品、重要な文献資料及び歴史的、芸術的、科学的価値を持つ手稿及び図書資料等、各民族社会制度、社会生産、社会生活を反映した代表的な物品 (2)	国务院による認定 (2)
韓国	文化財保護法 (2008年)	人為的あるいは自然に形成された国家的・民族的・世界的遺産であって、歴史的・芸術的・学術的・景観的価値が高い、(i)有形文化財、(ii)無形文化財、(iii)記念物、(iv)民俗資料 (2)	指定 (5~13) 登録 (47)

仮指定	対所有者手続	文化財の輸出	罰則	税関
占有者への書面通知の後、当該記念物の遺跡への立ち入り及び保存作業の実施 (5)	通知 (1)			
(国外持出しを想定している訳ではないが) 緊急時の暫定的措置 (27)	通知 (15) 了解 (17)	最終的持出の禁止 (65)	懲役刑又は罰金刑 (174)	
	関係者への通知 (15) 又は所有者の同意 (16)	指定物の輸出禁止 (21)	罰金刑及び懲役刑、又はその一方のみ (31)	
		国宝の性質を有しないことを証明する証明書を得て輸出可能 (5) 国法は、限定的目的で一時的にのみ国外への移送可 (10)	自由刑及び罰金刑 (13)	
(輸出を阻止する為に) 必要な場合、刑法典第 322-2 条 3 号及び 4 号で指定された場所又は施設の入口を閉鎖し、司法警察官の到着まで利用者及び訪問者の出入りを統制可能 (L114-3)		(上に同じ) (L111-2、L111-4)	禁錮刑又は罰金刑 (L114-1)	言及のみ有り
			科料、禁固刑、又は両方の刑罰 (470ee(d)) 没収 (470gg(b))	
		許可 (5)	禁固刑又は罰金刑、さらには没収刑 未遂犯も処罰 (16)	
	国家の所有物 (5)	原則、国外への持出し禁止 (60)	刑事責任の追及 (64) (罰金刑、没収刑など)	税関への申告と、文化財国外持出許可証の提示 (61)
緊急の必要がある場合の仮指定 (14) 非常事態時における強制的保護措置 (86)	通知 (10)	禁止 (35) 未指定文化財についても輸出禁止 (94)	有期懲役刑及び没収刑 (101) 未遂犯も処罰 (109)	

参考文献

- 1) Nicholas Stanley-Price, "From property to heritage," ICCROM Newsletter, p. 2, (29 June 2003)
- 2) Ancient Monuments and Archaeological Areas Act, 1979
- 3) Loi sur les monuments historiques, 1913
- 4) Codice del beni culturali e del paesaggio, 2002
- 5) United States Code, Title 16, 2000
- 6) 2007年文物保護法
- 7) 現行の2008年法は新たに三法（文化財修理等に関する法律，文化財保護法，埋蔵文化財保護及び調査に関する法律）に分かれて，2011年2月5日より施行される。文化財の修理に重点を置いた改正である。
- 8) Gesetz zum Schutz deutschen Kulturgutes gegen Abwanderung, 1999

キーワード：文化財 (cultural property)；文化遺産 (cultural heritage)；定義 (definition)；指定 (designation)；登録 (registration)；輸出規制 (restriction on export)；所有権 (ownership)

Overview on the Legal Definition of and the Export Restriction upon Cultural Properties in the World

KenIchyRow IMAI and Yoko FUTAGAMI

Recently more and more countries are paying attention to their own cultural aspects, especially protecting cultural properties from being dispersed outside their jurisdictions.

Essential for that purpose is a clear distinction of cultural properties from other general goods. When we look into legal definitions of cultural properties in principal countries, three elements can be extracted: time, creator, and quality. To be a cultural property, some countries require that many decades have passed, that creators have passed away, or that monetary or metaphysical qualities are inherent.

Once cultural properties have been legally defined, we can ask who will be allowed to apply those definitions upon respective cultural properties. Relevant laws in each country nominate a responsible person and prescribe procedures. To apply definitions in this way is for protection, and protection *per se* is, in general, beneficial to owners. In this sense, many laws do not always refer to ownership. However, the exercise of administrative powers and individual ownership may conflict; it may go against the current tendency toward free trading in the world and the modern guarantee of properties rights for their owners. So, it is hardly possible, in principle, to restrict the exportation of *undesigned* cultural goods.

Today there appear many emotional or sentimental arguments about the treatment of self-defined or potential cultural properties or even seemingly cultural products, but we should remember that without designation or without special reason no administrative exercise can intervene under the name of protection. That is the rule of law.